

# いじめ防止基本方針



平成26年3月策定  
令和2年3月一部改定

**上関町立上関中学校**

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒達にも、どの学級にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

### (1) いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【H25年「いじめ防止対策推進法」第2条（定義）より】

従来、「自分より弱いものに対して一方的に、身体的・精神的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」とされてきたが、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「強い・弱い」等の印象や子どもの様子、回数など、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立ってとらえる必要がある。

### (2) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～④は、教職員がもつべきいじめ問題についての共通認識とし、生徒にもいじめ0を宣言する。

- ①いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こり得る。
- ②いじめは、重大な人権侵害であり、絶対に許されない。
- ③いじめられている子どもを必ず守り通す。
- ④暴力をふるう、金品を盗む、たかる、誹謗中傷等は犯罪行為である。

### (3) いじめの態様

①いじり、冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	▶脅迫、名誉毀損、侮辱
②仲間はずれ、集団による無視をされる。	▶暴行
③わざとぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	▶暴行、傷害
④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	▶暴行、傷害
⑤金品をたかられる。	▶恐喝
⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	▶窃盗、器物破損
⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	▶強要、強制猥褻
⑧インターネット掲示板、SNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	▶名誉毀損、侮辱

## 2 いじめの未然防止

学校生活の中では、生徒同士のトラブルは、ある意味、日常的なものと言える。しかし、そうしたトラブルがいじめへと発展していくことのないように、未然防止を図ることが重要である。被害者を守ると同時に、加害者にさせないという意味での未然防止策が必要である。いじめを許さない学校・学級づくりを学校全体で取り組んでいく。

### 【未然防止のための具体的手立て】

#### (1) 校内いじめ対策委員会の設置

- ① 構成員・・・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）  
学校運営協議会委員
- ② 運営・・・いじめに特化した定期的な開催（生徒指導委員会の中に位置づける）
- ③ 内容・・・学校いじめ防止基本方針の作成、ケース会議、議事録の集積、いじめアンケートの分析、いじめに関する情報の引き継ぎ

#### (2) 学級・学校経営の充実

- ① 生徒に対する教師の受容的、共感的態度により、生徒一人ひとりのよさが発揮され互いに認め合い、支え合い、助け合う学級をつくる。
- ② 思いやりをもち、正しい言葉遣いができる集団を育てる。
- ③ 学級や学校のルールや規範が守られるような指導を継続して行う。
- ④ 生徒自らがいじめについて考える機会を設定し、主体的にいじめをなくす態度を育てる。

#### (3) 授業における生徒指導の充実

- ① 「わかる授業」「楽しい授業」を通して、生徒の学び合いを保障する。
- ② 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりをする。

#### (4) 教育活動全体を通じた道徳教育

- ① 道徳の授業を要に、「思いやり」「生命・人権」を大切にする指導の充実に努める。
- ② 道徳の授業に、いじめを題材として取り上げることが指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を深める。

#### (5) 心の居場所づくり学級活動

- ① 構成的グループ・エンカウンターやソーシャルスキルトレーニング等を活用し、コミュニケーション力や社会性を養う。
- ② 発達段階に応じて、いじめを題材として取り上げ、未然防止や解決の手立てについて話し合う。
- ③ ネットいじめの防止を計画的に進める。

#### (6) 自尊感情を高める学校行事

- ① 達成感や感動、人間関係の深化が得られるような行事を企画、実施する。

#### (7) 主体的な生徒会活動・部活動

- ① 子どもたちが自分たちの問題としていじめ予防と解決に取り組めるように主体的な活動をすすめる。また、リーダーを中心に自分たちの力で問題を解決していく実践力を育成する。

#### (8) 小中の連携

- ① 育てたい児童生徒像の明確化・共有化、取組の重点化を図り、9年間を通した一貫した取組を推進する。

#### (9) 保護者や地域への働きかけ

- ① P T A や学校説明会等で、いじめ（ネットいじめも含む）に対する指導方針などの情報を提供する。
- ② いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを理解してもらうために、懇談会や学校・学年だより、学級懇談会等による広報活動を積極的に行う。

### 3 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。また、いじめは、外から見えにくい形で行われていることが多く、兆候を見過ごしてしまう危険性が高いことから、全教職員が自覚と責任をもって、生徒が発するサインを見逃さず、問題の早期発見に努める。

#### 【早期発見のための具体的手立て】

##### (1) 教師による日々の観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒達の様子に目を配る。「生徒達がいるところに教職員がいる」ことを目指し、生徒達と共に過ごす機会を積極的に設ける。担任を中心に学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復に当たる。

##### (2) 生活日記の活用

生活日記（明日の計画）を通して、担任と生徒（保護者）が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築されていく。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問、電話連絡をし、迅速に対応する。

##### (3) 教育相談（年3回）

全校生徒を対象とし、6月・11月・2月に教育相談を実施する。また、日頃から日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。

##### (4) いじめ実態調査アンケート（週1回）

毎週木曜日にいじめ実態調査アンケートを実施する。【別紙1参照】アンケートにより気になる情報が得られた際は、教育相談を行うなど迅速に対応する。なお、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識で行う。

##### (5) 保護者による観察

いじめ発見のきっかけは、「保護者からの訴え」が多いことから、いじめられている生徒は、家庭でも様々なサインを出していると考えられる。いじめの早期発見には、保護者の観察と協力が不可欠である。保護者会や家庭訪問の際に、いじめ問題に対する学校の指導方針や状況等を伝えながら、連携して早期発見及び解決に当たる。【別紙2参照】

##### (6) 生徒指導委員会・研修・PDCA・点検・見直し

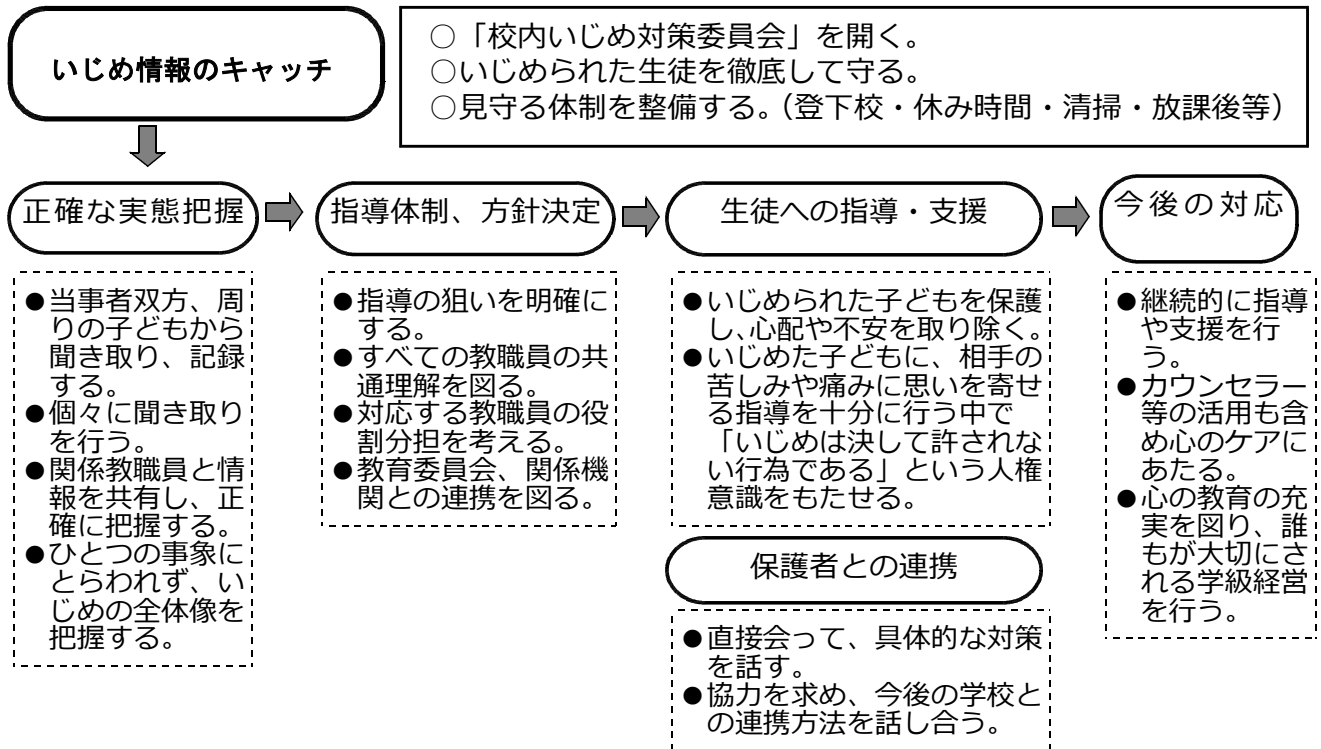
教職員の共通認識・共通理解を図るために、月1回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する職員会議及び研修を行う。また、生徒や保護者、教職員のアンケートをもとに取組が計画的に行われているか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた基本方針や計画の見直し等を行う。

#### 4 いじめへの早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、ほかの業務に優先して、速やかに校内いじめ対策委員会に、該当いじめに係る情報を報告し、組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む計画を立て、継続的に見守っていく。

#### 【いじめを認知した場合の基本的な流れ】

いじめをその場で認知した教職員は、その時に、その場でいじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。あわせて、直ちに生徒指導主任に連絡し、管理職に報告する。



#### 【対応時の留意事項】

##### (1) いじめられている生徒を守る

- ① いじめられている生徒の気持ちをしっかりと聴き、いじめられたつらさや悔しさを十分に受けとめることを大切にする。対応を急ぐあまりに、肝心な生徒の気持ちが置き去りにされてしまわないようにする。
- ② 話を聞く場合には、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認はいじめられている生徒といじている生徒を別の場所で行う。
- ③ 状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校や休み時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

##### (2) 早急に正確な実態把握を行う

- ① 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を行う。なお、保護者にも複数の教職員(学年主任・担任・生徒指導主任)で対応し、事実関係や指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ② 把握すべき情報として、【加害者と被害者】【時間と場所】【内容】【背景と要因】【期間】を聞き取り記録する。必要に応じて周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得る。

##### (3) 加害生徒に対して

- ① 一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめは決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させ、まず、いじめをやめさせる。そして、いじめた気持ちや状況などについて十分に聴き、生徒の背景にも目を向けて指導する。
- ② 保護者に対して、正確な事実関係を説明し、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。また、生徒の変容を図るために今後の関わり方や協力を一緒に考え、助言する。

##### (4) 周りの生徒に対して

- ① 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめ行為が人として許されないことであるというメッセージやいじめに対してしっかりと取り組む姿勢を真剣に伝え、毅然とした態度で対応する。そして、いじめの傍観者からいじめを抑止する側への転換を促す。

## (5) 継続した指導

- ① いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、必要な指導や心のケアを継続的に行う。

## (6) インターネット・携帯電話等を利用したいじめへの対応

生徒・保護者が、正しく安全にインターネット等を利用し、情報社会へ主体的に対応していけるように、携帯電話やインターネット、SNS（LINE等）の安全な利用方法や危険性、ネットマナー等、情報モラル研修会等を行い、情報モラル教育の充実を推進する。

### ① 初期対応

掲示板サイト、チャット、SNS（LINE等）での誹謗中傷、他者の個人情報の流出等のネットいじめについての対応は、基本的には「いじめ」への早期対応と同様である。

実際に掲示板サイト、チャット、SNS（LINE等）の書き込みを確認し、本文等を印刷・写真撮影する等、記録しておく。

### ② 関係機関との連携

必要に応じて、地方法務局、やまぐち総合支援センター配置のネットアドバイザー、少年安全サポーター等に相談し、指導助言に基づいた対応を行う。悪質な事案等については、少年安全サポーターや所轄警察署、県警サイバー犯罪対策室とチームを編成し、問題の早期解決に努める。

### ③ 被害拡大の防止

いじめを受けた生徒・保護者の意向を確認したうえで、掲示板サイト管理者等への削除依頼、SNSを利用している生徒への直接指導、削除の徹底・確認等、具体的な対応を行い、被害の拡大を最小限に抑える。

## 5 いじめ解消の判断

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### ① いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、町教育委員会又は校内いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し期間が経過した段階で判断する。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点（3か月を目安）において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

## 6 重大事案への対応

### (1) 重大事態の判断

暴力行為や不登校の等の事案が、法第28条による重大事態であるか否かについては、事案の背景にいじめが関連していないか、関係する生徒や保護者等から情報収集し、事実関係を整理した上で、「校内いじめ対策委員会」において判断する。重大事態の判断に当たっては、町教育委員会、県教育委員会から指導助言等を得る。当該事案が重大事態であると判断したときには、町教育委員会を經由して町長へ速やかに事態発生について報告する。

また、生徒・保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものと調査・報告する。

重大事態とは、以下の場合をいう。

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき (法第28条)

※「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断することとし、次のようなケースが想定される。

- \* 生徒が自殺を企図した場合
- \* 身体に重大な傷害を負った場合
- \* 金品等に重大な被害を被った場合
- \* 精神性の疾患を発症した場合

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

### (2) 重大事態への対応

事案の重大性を踏まえ、たとえ不都合なことがあったとしても、事実しつかりと向き合うとする姿勢を持ち、いじめの全容解明と早期対応の取り組みを基本姿勢として、「校内いじめ対策委員会」を中核とする迅速・的確な対応を行う。

被害・加害生徒への措置については、町教育委員会と協議の上、適切に関係機関との連携を図りながら対応していく。当該行為が犯罪行為である疑いがある場合は、躊躇することなく、所轄警察署や少年安全サポーター、人権擁護委員等と連携する。

#### ① いじめられている生徒への対応

「校内いじめ対策委員会」が中核となり、関係機関と連携するなど、いじめの解決に向けて可能な限りの取り組みを行う。いじめられている生徒の立場に立って、保護者と十分に連携を図り、当該生徒をいじめから守り通す。

- 緊急避難としての欠席 (・学級替え)
- ※ やまぐち総合教育支援センターによる学校サポートチームと連携する

#### ② いじめている生徒への対応

いじめられている生徒を守るために、教育的配慮のもと、保護者の理解・協力を十分得ながら、必要に応じて、次のような毅然とした厳しい対応を行う。

- 個別指導
- 懲戒等の実施

#### ③ 重大事態の調査

① 同種の事態の発生を防止するために、「校内いじめ対策委員会」が中核となり諸機関と連携しながら、生徒への聞き取りや質問し等により、速やかに全容解明に向けた調査を実施する。

( SC SSW 弁護士 医師 民生委員・児童委員 人権擁護委員 少年安全サポーター等 )

② 調査の進捗状況及び結果について、いじめを受けた生徒・保護者に対し、適時・適切に説明を行う。

#### ④ 調査に当たっての留意事項

① 調査を行うに当たっては、町教育委員会・県教育委員会から指導助言を得ながら、やまぐち総合教育支援センターによる学校サポートチームの活用や、弁護士や人権擁護委員等の外部専門家との連携などにより、中立性や公平性を確保して対応する。

【別紙1】

生活アンケート（今の自分を振り返りましょう）

月 日

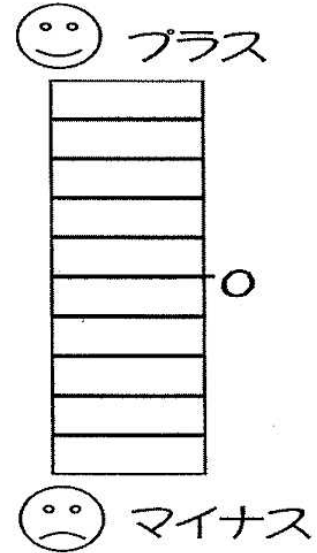
年 番 名前（ ）

あてはまるものに○をつけましょう。

- 1 あなたは、学校で嫌な思いをしていませんか。  
・ している ・ どちらともいえない ・ していない
- 2 あなたの周りで、嫌な思いをしている人はいませんか。  
・ いる ・ いない ・ よくわからない
- 3 あなたは、友達から傷つく言葉（いやな言葉）を言われましたか。  
・ はい（どんな言葉） ・ いいえ
- 4 あなたは、友だちに傷つく言葉（いやな言葉）を言いましたか。  
・ はい（どんな言葉） ・ いいえ
- 5 部活動は楽しいですか。  
・ 楽しい ・ どちらともいえない ・ 楽しくない
- 6 先生に相談したいことはありますか。  
・ ある ・ ない

今の自分の気持ちはどんな感じかな？  
「気持ちの温度計」で表してみよう!!

気持ちの温度計



~~~~~ 昨日の帰宅後から今朝までの生活について振り返りましょう。 ~~~~~

7 就寝時刻 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

8 起床時刻 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

9 帰宅後から寝るまでの間、次のことをどのくらい行いましたか。

|         |    |   |
|---------|----|---|
| 勉強      | 時間 | 分 |
| テレビ・DVD | 時間 | 分 |
| ゲーム     | 時間 | 分 |
| 携帯・スマホ  | 時間 | 分 |

10 朝ごはんを食べましたか。 ・ はい ・ いいえ

11 改善点はありますか。 ・ ある（具体的に \_\_\_\_\_） ・ ない



# いじめのサイン 発見シート

監修 森田洋司氏 大阪市立大学名誉教授 / いじめ防止基本方針策定協議会委員

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでとちがった行動や態度などが現れます。「いじめのサイン発見シート」を使ってふだんの生活とのちがいを確認してください。

### 朝 (登校前)

※チェック項目は2回、もしくは2人で出来るように2つあります。

- 朝起きてこない、布団からなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退がふえた。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

### 夕 (下校後)

- ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる。集中力がない。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- 親しい友達遊びに来ない、遊びに行かない。

お子さまの  
ようすは  
いかがですか？

### 夜間 (就寝後)

- 寝つきが悪かったり、夜醒れなかったりする日が続く。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

### 夜 (就寝前)

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでイライラしたり、物にあたりたりする。
- 学校や友達の話がへった。
- 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

### 「いじめ」をしていますか？

いじめる側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。

- 言葉づかいが悪くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- 買ったおぼえない物を持っている。
- 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

### クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。

4月はクラス替えで新しい友達ができるなど、子どもにとって環境が大きく変わる月です。学校生活を楽しく過ごせる友達ができるかどうか、注意して見守る必要があります。また、転校などのタイミングにも注意してください。

### 休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。

夏・冬休みの終わりごろから新学期が始まる時期に、登校をいやがったり、元気がなくなったりしていないか、子どものようすの変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

※チェック項目は参考例です。お子さまご家庭の実態に合わせて、ご活用下さい。

## 「あれ？」もしかしてと思ったら…

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ようすがおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないでください。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真実に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。  
「無視しない」「大したことはない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

悩んでいる  
子どもの気持ちに  
手をさしのべて  
あげてください。

ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。